

食品安全委員会農薬専門調査会 第1回会合議事録

1. 日 時 平成15年10月27日（月） 14：00～15：40

2. 場 所 食品安全委員会7階 大会議室

3. 議 事

- (1) 専門委員紹介
- (2) 専門委員会の運営等について
- (3) 座長の選出
- (4) 農薬専門調査会の審議内容について
- (5) 食品衛生法第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、清涼飲料水の規格基準を改正することに係る食品健康影響評価について（農薬関係）
- (6) 農薬専門調査会の今後の予定について
- (7) その他

4. 出席者

(専門委員)

鈴木座長、廣瀬座長代理、石井専門委員、江馬専門委員、太田専門委員、小澤専門委員、高木専門委員、武田専門委員、津田専門委員、出川専門委員、林専門委員、平塚専門委員、吉田専門委員

(食品安全委員会)

寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、見上委員、本間委員

(事務局)

一色事務局次長、村上評価課長、宮寄評価調整官、木下課長補佐

5. 配布資料

資料1 食品安全委員会専門調査会運営規程

資料2 食品安全委員会の公開について

資料3 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料4 農薬専門調査会の審議内容について

資料5 7月1日に厚生労働省より意見の聴取要請のあった、農薬の食品中の残留基準を設定又は改正することについて（関係資料）

資料6 7月1日に厚生労働省より意見の聴取要請のあった、清涼飲料水の規格基準の改正について（厚生労働省提出資料）

資料7 厚生労働省からの提出資料一覧（農薬関係）

（参考資料）厚生労働省からの提出資料（農薬関係）

参考資料1 薬事・食品衛生審議会評価資料

参考資料2 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（Joint Meeting on Pesticide Residues : JMPR） 評価資料

参考資料3 米国環境保護庁（Environmental Protection Agency : EPA） 評価資料

参考資料4 その他の評価資料

参考資料5 WHO 飲料水水質ガイドライン関係資料

参考資料6 その他の資料

○宮寄評価調整官 それでは定刻となりましたので、ただいまから「第1回農薬専門調査会」を開催させていただきます。

私は評価課の宮寄でございます。座長が選出されるまでの間、私の方で議事を進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、食品安全委員会、寺田委員長からごあいさつを申し上げます。

○寺田委員長 食品安全委員会の寺田でございます。皆さん大変お忙しいところ、専門調査会専門委員をお引き受けくださりましてどうもありがとうございました。

9月25日付で内閣総理大臣より任命が行われおります。辞令はお手元の封筒の中にあると思いますので後でござらんになってください。私の方から先生方に農薬専門調査会の専門委員に指名をさせていただきました。何とぞよろしくお願いいたします。

この食品安全委員会は御存じのとおり今年の7月1日から発足いたしまして、7人の委員と13の評価に関する専門調査会、3つの緊急対応とか企画、あるいはリスクコミュニケーションの専門調査会、全部で16の専門調査会からなっております、全部で200名近くの専門委員の方々、それから事務局から成り立っております。

そのうち、本日発足いたしました農薬専門調査会は、農薬の食品健康影響の評価を行うために設置されたものでございまして、毒性学、動物、あるいは植物の代謝等に非常に詳しい先生方に集まっております、残留農薬あるいは農薬に関する安全性に関して評価をしていただくということになります。

御存じのとおり、先ほどちょっと言いましたが、残留農薬は国民にとりまして大変関心の高い分野でもございますので、皆様方のこれまでの経験、あるいは研究成果をもとにいたしまして、食品安全委員会、これのもとになっております食品安全基本法の根本的な理念にあります国民の健康保護が第一であるという観点から、私たち委員ともども御審査のほど、あるいは御意見をいただければ大変ありがたいと思っております。

繰り返しになりますが、大変お忙しいところ、この専門委員会の委員に就任することをお引き受けくださいますので大変感謝しております。何とぞよろしく願いいたします。

○宮寄評価調査官 それでは、お手元に「第1回食品安全委員会農薬専門調査会議事次第」という資料を配付してございますので、ごらんいただければと思います。

2番の「議事」のところがございますが、本日の調査会は、座長の御選出等をいただきました後、専門調査会の運営について、それから、御審議いただく案件の内容等について順次御説明させていただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは引き続き資料の確認をさせていただきます。

今申し上げました議事次第が1枚で入ってございまして、その後座席表と、それから先生方の名簿がそれぞれ1枚紙で入っているかと思っております。それから、資料1と上にありますが、資料1から資料7までを一括で綴じたものが40ページでございますが、お手元にあるかと思っております。それから先生方の机の上に、大部でございますけれども、ハードファイルで2冊ほど厚生労働省から提出がありました参考資料を机の上にお届けさせていただいております。

それから、参考資料につきましては大部でございますので、傍聴の皆様方には申し訳ございませんが、表紙あるいはコンテンツのわかるものを抜粋してお手元に配らせていただいております。詳細につきましては、本日の会議終了後に、6階の事務局内で閲覧していただくことが可能でございますので、後ほど事務局にお申しつけいただければと思います。

資料につきましては以上でございますが、落丁等ございましたら事務局の方にお申しつけいただければと思います。

特にございませんようでしたら、早速議事の(1)に入らせていただきます。

まず最初に専門委員の先生方を御紹介させていただきます。アイウエオ順で御紹介させていただきます。

まず初めに、石井康雄委員です。

次に太田敏博委員です。

小澤正吾委員です。

鈴木勝士委員です。

高木篤也委員です。

武田明治委員です。

津田洋幸委員です。

出川雅邦委員です。

林真委員です。

平塚明委員です。

廣瀬雅雄委員です。

吉田緑委員です。

どうもありがとうございました。以上12名の専門委員に御出席いただいております。またこのほか、江馬眞委員が若干遅れるというふうに御連絡をいただいておりますので、御紹介申し上げます。

また、食品安全委員会からは、先ほどごあいさつ申し上げました寺田委員長のほかに4名がオブザーバーとして出席されておりますので御紹介申し上げます。

寺尾委員です。

見上委員です。

小泉委員です。

本間委員です。

事務局につきましては、お手元にお配りした座席表で御紹介に代えさせていただきます。

続きまして、議事（2）でございますが、専門調査会の運営等について御説明させていただきます。お手元の資料1、資料2、資料3、ページで申し上げますと、5ページまでに基づきまして簡単に御説明させていただきます。

まず資料1でございますが、食品安全委員会専門調査会運営規程ということで、第2回の食品安全委員会において、専門調査会の設置、それから会議並びに議事録の作成等について定めたものでございます。第2条のところに、専門調査会の具体的な設置について規定されておりますが、委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置くということで、ここにあります3つの専門調査会以外は、次ページをお開きいただいて3ページ目になりますが、別表ということで13の評価に係る専門調査会が設置されることとなっております。農薬に関しましては、上から2番目の農薬専門調査会ということで、農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議することとされております。

また、お戻りいただきまして、1ページでございますが、第2条の2項、専門調査会は

専門委員により構成し、その属すべき専門委員は委員長が指名するというところで、先ほど委員長からのごあいさつにもありましたが、本調査会への御指名をさせていただいているところでございます。

第2条3項が専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任するというところで、後ほど御選任いただければというふうに考えております。

5項ですが、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代行するというところで、座長の代理の指名の規定も設けられております。

第3条は専門調査会の所掌についてでございますが、本調査会に関連しているところは4番目のところで、別表の左の欄に掲げる専門調査会の所掌は、同表の右の欄に掲げるとおりとするということで、先ほど3ページ目で御説明させていただいたとおりでございます。

第4条は、専門調査会の議事録の作成について規定した部分でございます。

第5条は専門調査会の会議についてでございますが、2項のところで、委員は専門調査会に出席することができるという規定がございますが、この委員は食品安全委員会の7名の委員を指しておりまして、本日5名ほど出席させていただいているところでございます。

3項は、座長は必要により当該専門調査会に属さない専門委員、あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができると規定されておりまして、本調査会以外に属している専門委員の方、あるいは専門委員にはなられていない方も必要に応じてこの会にお呼びして、調査審議していただくという規程でございます。

第6条は、この規程に定める者のほかは座長が専門調査会に諮って定めるという規程となっております。

それでは資料の説明の途中でしたけれども、今、江馬眞委員が御到着されましたので、紹介させていただきます。江馬委員でございます。

○江馬専門委員 江馬です。よろしくお願いします。

○宮寄評価調査官 どうもありがとうございました。それでは引き続き資料の説明をさせていただきます。

資料の4ページ、資料2でございます。これは会議の公開について定めたものでございまして、4ページの一番下のところの5のその他の(1)で、専門調査会に関しても原則として委員会と同様の扱いとするようになっておりまして、このペーパーの「委員会」とありますところは「専門調査会」というふうに読みかえていただければ意が通じるかと思いま

す。

1番で活動状況の公開につきましては、開催予定の日時、場所等を公開するというふう
に定まっております。

2番目に会議の公開でございますが、「原則として公開する。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合については非公開とする。」というふうに定められて
おります。

3番目は議事録の公開の関係でございますが、(1)で「議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開する。」となっております。(2)で「非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する。」と定められて
おります。

4点目が諮問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開についてでございますが、(1)で諮問、勧告、評価結果、意見等については公開すると。(2)で提出資料につきましては、「原則として公開する。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とする。」とされて
おります。

その他の(2)のところ、その他公開に関し、必要な事項については、委員長が定めることとするという規程となっております。

続きまして、資料の3でございますが、「食品安全委員会における調査審議方法等について」という取り決めがございます。これは調査審議を進めるに当たっての審査の中立、公平性を確保する、あるいは透明性を確保するというような観点から利害関係等について取り決めたものでございます。

1のところ「組換えDNA技術応用食品等」というふうになってはいますが、「等」の中には、農薬あるいはほかに添加物とか諸々ありますが、すべてそういうものが含まれるというふうに御理解いただければと思います。審査申請者から依頼等により申請資料等の作成に協力した者について1番で定めているところでございます。

2番目のところは、審査申請者からの依頼によらず作成された資料であって、提出資料として利用されたものの作成に協力した者ということで、作成に協力したわけではないん

ですけれども、その文献等が一部利用されているような場合を想定して規定されているものでございます。

1番の(1)でございますが、資料の作成等に協力した委員又は専門委員につきましては、調査審議の開始の際にあらかじめその氏名を明らかにしておくというのが(1)の取り決めでございます。(2)は、申請資料等作成者である委員又は専門委員は、当該調査審議又は議決が行われている間、調査審議の会場から退出する。ただし、当該委員又は専門委員の発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り、当該委員又は専門委員は出席し、意見を述べることができるが、議決には参加できないという取り決めでございます。

2番目は資料の作成に協力したわけではないけれども、その文献等が利用されている場合でございますが、(1)につきましては、同様に調査審議の前にあらかじめ専門委員の氏名を明らかにしておくという取り決めでございます。(2)は、利用資料作成者である委員または専門委員は、当該資料については発言することができない。ただし、当該委員又は専門委員会の発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り、当該委員又は専門委員は意見を述べるということという取り決めとなっております。

3番目は、上記1、2以外の場合でございますが、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する委員又は専門委員については、委員長又は専門調査会の座長に申し出るものとする。この場合の審議及び議決については、1の(2)と同様とするという取り決めとなっております。

すみません、ちょっと資料の方、落丁がありますが、4番目の取り決めといたしまして、今まで御説明申し上げました1番、2番、3番の手続については、その透明性を確保するという観点から、その旨を議事録に記録するというような取り決めもございますので、ちょっと申し添えさせていただきますとともに、後ほど資料の方は差し替えさせていただければというふうに思っております。

専門調査会の運営等につきましては、以上でございます。

今までの御説明に対しまして、御質問とか、あるいは資料につきまして御質問等ございましたらよろしくお願ひ申し上げます。

特にございませんようでしたら、また後ほどにでもお気づきの点がありましたら御質問等いただければというふうに思います。

引き続きまして、議事の(3)の座長の選出に移らせていただきます。先ほども御説明申し上げましたが、資料1にあります専門調査会運営規程の第2条第3項によりまして、

座長は、専門調査会に属する専門委員の互選により選任すると規定されておりますけれども、いかがいたしましょうか。御推薦とかいただけると大変助かるんですが、よろしくお願ひします。

○廣瀬専門委員 鈴木委員を推薦したいと思います。鈴木委員は御経験も非常に豊富ですし、それから毒性だけではなくて、全般の知識に非常に豊富ですので、最適かと思ひます。

○宮寄評価調整官 ほかにはございますか。

○石井専門委員 この調査会の中心がどうしても毒性評価ということですので、やはり毒性の先生から座長をやっていただくのが適当かと思ひます。今、廣瀬先生がおっしゃったとおり、鈴木先生は適任かと思ひます。

○宮寄評価調整官 今、廣瀬委員、それから石井委員から鈴木委員を御推薦ということがございましたが、ほかの先生方はいかがでございましょうか、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮寄評価調整官 それではどうもありがとうございました。皆様から御賛同をいただきましたので、座長には鈴木委員が互選されました。鈴木委員、座長席の方にお移りいただければと思ひます。

(鈴木委員、座長席に着席)

○宮寄評価調整官 それでは早速でございしますが、簡単にごあいさつをいただければと思ひます。

○鈴木座長 それでは簡単にごあいさつ申し上げます。日獣大で獣医生理を教えております鈴木と申します。間違っているかもしれませんが、この会議の前身といひましょうか、厚生労働省の基準課の課長の私的諮問機関だった残留農薬安全性評価委員会というのがありまして、そこからの引き続きの委員がざっと見たところ、約10名ぐらいいるのではないかと思ひます。新しく加わられた方が3名ほどだというふうに承知しておりますが、内容等は旧安評だけの仕事ではないように感じているのでございしますが、先ほど寺田委員長からお話があったように、どうも厚生労働大臣とか農林水産大臣を飛び越しまして、総理大臣からの辞令をいただいってしまったということで2階級特進しちゃったような感じなんですね。この2階級特進というのは、刑事ものとか、戦争ものを見ていますと、大体殉職した話になっていまして、どうも殉職しちゃったのかと。ちょっとややこしい話にはなっているんですけども、多分、それはこの会議で審議する内容が非常に重要なことだという位置づけからのことであろうというふうに理解しております。

その意味で、私、まだそんなに力もございませぬし、果たしてどれほどやれるか疑問な

のでございますが、精一杯頑張るつもりなので、ひとつよろしくお願ひしたいというふう
に思っております。

この調査会は、先ほどもどなたからか御指摘がありましたけれども、非常に多面的な判
断を要するところございまして、その意味でも私、力が足りないと思っております。専
門委員の方々の御協力、あるいは事務局の御協力をよろしくお願ひしたいというふう
に思っております。

簡単ではございますが、就任のごあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願
ひいたします。

○宮寄評価調査官 どうもありがとうございました。それでは、これから先の議事進行に
つきましては、鈴木座長にお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木座長 そうしますと、先ほどの規程の第2条5項の問題で、まず座長に事故あると
きにということで代理の者ということなんですが、やはり毒性の方で大変造詣が深い方で、
廣瀬委員にお願ひしたいなと思っております。いかがなものでございましょうか。

それでは廣瀬先生よろしゅうございますか。

○廣瀬専門委員 はい。

○鈴木座長 ということで廣瀬先生にお願ひします。

それでは引き続きまして、議題（4）の農薬専門調査会の審議内容について、事務局の
方から御説明いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○木下課長補佐 評価課の木下でございます。よろしくお願ひします。資料の4、ページ
で7ページからの部分を用いまして御紹介申し上げます。

まず、法律の条項に従って審議内容を御説明した後に、これまでに意見を求められた案
件について御紹介いたします。7ページの「1. 審議事項（農薬関係）」と書いてござい
ます。これを(1) 食品安全基本法の条項に従って順次御説明申し上げます。

24条の第1項第1号では、食品衛生法に関するところで当委員会に意見が求められるこ
とを述べてございます。厚生労働大臣が食品中の農薬の残留基準を設定又は改正する
ときに意見が求められます。いわゆる残留農薬基準の設定に当たり意見が求められる
ということでございます。

次に、②これは同条同項の第2号に定めてございます。これは農薬取締法に関する事項
です。まず農薬取締法第1条の3で、公定規格を設定、変更又は廃止しようとする
とき。公定規格というのは、農薬の種類ごとに成分ですとか、その量を定めるもの
ですが、その設定、変更、廃止に当たり意見が求められると。ちなみにでござい
ますが、現在のところ、

今まで設定されたことはございません。

③農薬取締法第2条第1項の規定により、特定農薬を指定し、又は変更しようとするとき。これは農林水産大臣及び環境大臣が特定農薬を指定し、又は変更するときでございます。現在、酢ですとか重曹ですとかが指定されてございます。

④これも長いんですが、農薬取締法第3条第2項で登録を保留する基準を定めてございます。その中に環境大臣がその基準を定めるということになってございまして、その内容が告示されてございます。環境大臣が作物残留性又は土壌残留性に係る登録保留基準を設定又は変更するとき。

ここでちょっと飛ぶんですが、次のページに行ってくださいまして、上から2つ目の項目です。(2) ほぼ同じような内容が書かれてございます。この関係は、これは文章を読みますと、「食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令」と非常に長いんですが、これはどういうことかと申し上げますと、先ほどの登録保留基準がその細目に当たりましては、さらに告示に落ちている。いわゆる作物残留に係る登録保留基準、どの農薬がどの作物に何ppm と書かれたものですが、その部分については内閣府令で定めてございますので、この2つがセットになってございます。

また戻りまして、下の項目です。⑤水道法第4条第2項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。これは厚生労働大臣が水道により供給される水の備えるべき要件、いわゆる水質基準を設定又は改廃するとき。現時点で農薬に関する基準はございません。

次のページの⑥です。これは24条第3項に今まで挙げた個別のもの以外に関係各大臣が食品の安全性の確保に関する施策を設定するために必要があると認めるときに意見が求められます。ここまで挙げたもの以外にも、食品安全法第23条第2項で自らも食品健康影響評価を行うこととなっております。

ここまでが条項別に意見を問われることを述べたものです。

2にまいりまして、これまでに意見を求められた案件について簡単に御紹介申し上げます。本委員会が7月1日に発足し、同日7月1日付で2つの項目について意見を求められております。

(1) 食品衛生法第7条1項の規定に基づき、これは先ほど説明しました1番の残留基準に係る食品健康影響評価についてでございます。15農薬、新規11及び改正4について意見が求められました。これにつきましては、もちろん、まだ本専門委員会発足前ですが、9月18日に開催されました食品安全委員会第11回におきまして、従来の審査スキームでございました薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の毒性部会・残留農薬部会合同部会報告と

いうものが添付されて意見を問われたものですから、そちらによりまして審議し、同日9月18日付で通知してございます。その内容は、10ページが諮問を受けたもの、11ページ、12ページが回答通知でございます。部会において行われたものが妥当であるという内容を返してございます。

参考のために13ページ以降、幾つかの審議資料を付けてございます。13ページから26ページがE P N、27ページから29ページがクロルピリホスの例でございます。

それ以外に参考資料、この分厚い方の2-199ページからJ M P R (Joint Meeting on Pesticide Residues) の部分についても提出されてございました。

ここまでの15農薬に関することとございまして、これは本日御審議いただきますが、(2)として、同日7月1日付厚生労働大臣より同じく食品衛生法第7条1項の規定に基づく食品の基準規格として清涼飲料水について意見を求められてございます。これは後ほど御説明いたします。

以上です。

○鈴木座長 どうもありがとうございました。今大まかに言って3つの点について説明があったわけでございます。1つずつやった方がよろしいかと思えます。

まず最初に、審議事項の法的な根拠といましようか、その点について、各委員から質問等々ございましたらというふうに思っております。といいますのも、よくわからないんですけれども、旧農薬の安全性評価委員会だと、多分、この資料7ページの(1)の④のところが根拠になっていただけで、その他のことについては別の審議会等々で話していたこと、あるいは、まるっきり新しいことというような感じになっておりますので、従来安評の委員をされていた方にしてもみても、恐らく相当戸惑うのではないかというふうに思います。新しい方ももちろん同じように思うと思うんですが、その点で確認をしておいた方がよいと思えますので、どなたでも結構ですから、御意見等をちょっと賜りたいなというふうに思います。いかがなものでしょうか。

○寺田委員長 ちょっと私が専門調査会で発言するのは申し訳ないんですけれども、この食品安全委員会といいますのは、大きな考え方の一つは、御存じのようにリスク分析という方法を入れまして評価と管理を別個にすると。科学的な評価をやって、トランスペアレンシーをもってやると。従来の厚生労働省とか農水省でやっていたこととは違うということを根本的に考えてくださったらよろしいかと思えます。それで、評価をインディペンデントに管理部門とは別個にやると。それで管理のことをあんまり考えなくても、もちろん、そこはコミュニケーションで管理できないようなことを評価したってしょうがないわけで

すから、ちゃんとそれはコミュニケーションをきちんとやりながらやりますが、本質的には、ここは科学的に評価をするというところであって、管理あるいは行政的なことは今までの厚生労働省、あるいは農水省、あるいは環境省に任せるという立場でやるということが根本的なことです。

ですから、従来のこととは、本来からいいますと、全くインディペンデントでなければいけないので、中のメンバーも本当はインディペンデントでないといけないぐらいなんですけれども、考え方としましては、そういっても人材、ここにいらっしゃるような立派な方がたくさんいらっしゃるわけじゃないものですから、ある程度オーバーラップして、考えの中、あるいは組織の中で別個に考えるということをぜひ御理解の上、よろしく願います。

本当は僕は委員として発言すべきじゃなかったんですけども、ちょっとそういうことが気になりましたので、発言させていただきました。どうもありがとうございました。

○鈴木座長 原則として、リスクアセスメントについて、この委員会としては考えるということで、寺田委員長からの御説明は、ぜひ委員の方々、御理解いただけるようお願いいたします。いかがなものでですか。

○武田専門委員 先生にお聞きしたいんですけど、AD Iを決めればいいのかということですか。

○寺田委員長 AD Iを決めます。

○武田専門委員 あとのものは各省で決めると。

○寺田委員長 農薬の場合はそういう考えになります。一つの考え方としまして、管理の部門をリスクと一緒にやりますと、どうしても管理側に引きずられて甘い評価をするのではないかというのが一つあるんですね。そういうことが一つあるのと、やはり、すべての食べ物のいろんな審査とか分析というのは、根本的には科学的なことをやるということが一つあって、しかし、管理の方ももちろんきちんと現実の問題としてやらなきゃならない。この考え方はかなり新しい考え方で、ヨーロッパでもそういうような方向に動きつつあって我が国でもこういうふうに行っている。

ここ二、三年ということで、かなり実験的なところも随分あるということはあるんですが、肝心なことは、トランスペアレンシーをとってできるだけ公開するんですが、企業秘密がございますから、それはもちろん守りますけれども、国民の皆さんがどういう過程で評価を実際にやっているのかということがはっきりわかる。ここは評価をやっているんだなど。そういうような考え方が一つあって、一旦これで基準が決まっても、途中で見てい

まして、どうも新しい学問でまた変えたらいいのではないかということで、リスク分析の場合はリバーシブルであると。決まったものでなく、評価と管理は一旦一緒にしますと、どうしてもそこで固定されてしまってなかなか変えられないということがあります。

これは頭の中で考えているところが随分あると思うんですけども、ポイントは、国民の健康を大事にするということと、それから、まだこういう食品のリスクとかなんとかということ、サイエンスとしてインマチュアですから、そういうところをできるだけトランスペアレンシーをして、国民がこういう過程でやっているんだということを理解してもらおうというのは根本だと思います。

それは双方向ですけども、私がこういうふうにしやべって申し訳ないですけども、ちょっと新しい日本の中での試みですし、ヨーロッパもBSEの問題なんかを含めてこういうことをやっておりますし、FDAも、あるいはUSDAも一つのインスティテューションですけども、考えとしては2つに分けてできるだけオーバーラップしないように物事を考えてやっているということになっておりますので、そういうようなことでございます。どうも失礼しました。

○鈴木座長 原則について御理解いただけたと思います。そうは言いますが、実際かなり仕事が増えてまいりますので、その辺のところではつこいようですが、どなたか委員の方から御確認なり何なりの御意見があれば。なければ、また今後の話といたしまして、その都度議論すればよいことだというふうには思っておりますが、いかがなものでございましょうか。

○石井専門委員 先ほど専門家の数が少ないから、どうしても重複するというお話があったんですが、例えば③の特定農薬の指定のことなんかは、私は実は農業資材審議会の専門委員をやっておりますので、そちらでそういう議論をしたときには、この委員会は席を外すという理解でよろしいですか。

○寺田委員長 そうじゃなくて頭の中だけで、そうじゃないとつぶれちゃいます。こういうことを通じて、こういうところの科学の方が日本の中でたくさん育ってくることを持つのはいいんですが、オーバーラップしましても、ここは自分はこういうファンクションをやっているんだ、あちはあちで、例えば、企業の申請の資料をつくるときの立場とか全然違った立場でございますから、よろしく願いいたします。

○鈴木座長 その点は資料3のところののっとなって、その都度決めていくことになろうかと思えます。今言われたように、この場でADIを設定するに当たって特に問題ないと委員長が判断した場合にはその限りではないし、発言ももちろんできますということになり

ます。よろしゅうございましょうか。

そのほかに何かございませんか。

ないようでございますから、先ほどちょっと申し上げましたように、今後のところでまた問題が出てきたら、その都度議論をするということで先に進みたいと思います。

2つ目の問題としては既に諮問のあった件、これまで意見を求められた案件についてということで15農薬についての話がございしますが、この点については、既に食品安全委員会の方で答えられておりますが、何かその点について御不満等々がおありだとか、意見がおありだという意見がございすでしょうか。あるいは資料として今回EPNの話と、クロルピリホスの評価にかかわる資料が付いてきているのでございすけれども、これらについて御意見がおありでしたら伺っておきたいと思いますが。

よろしゅうございすか。一応、厚生労働省の方でも審議をした上で問題ないということと既に答えも出ているということでございすから、ここで今更言っても仕方がないことではあるんですが、よろしければ、この点についても承認していただいたということで先に進みたいと思います。よろしゅうございすね。

それでは引き続きまして、清涼飲料水の話になるのでございましょうか。もう一つがミネラルウォーター類の基準の改正の件、これについてということなんですけれども、これについて、もう一度事務局の方から説明していただかないといけないんでしょうか。

○木下課長補佐 御説明申し上げます。資料の31ページ以降、及びこの2つの大きな冊子すべてが清涼飲料水に係る資料でございます。

まず、32ページをお開きください。7月1日付をもちまして、厚生労働大臣より、食品衛生法第7条1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、清涼飲料水の規格基準を改正すること。本文に戻りまして、食品衛生法第7条1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、清涼飲料水の規格基準を改正することに係る食品安全基本法第11条第1項の食品健康影響評価について意見が求められているところでございす。

内容が次のページから始まります。莫大な資料なものですから、何回か修正をいただいたんですが、10月16日付一部修正という資料になってございす。これが厚生労働大臣より提出された資料の概要が書かれたものでございす。

まず最初に、背景といいますか、検討状況が述べられてございす。この背景には、我が国におけるミネラルウォーター類の消費量の拡大、また国際的な基準でございすFAO/WHOの合同食品規格委員会、いわゆるコーデックスの方でこれらに関する規格が設定されたと。その内容は、ナチュラルミネラルウォーターとボトルド/パッケージドウォ

ーターの2つの規格が定められたということ。またさらに、水道法の水質基準の見直しと同じ時期に我が国で行われていたという背景を受けて、平成14年10月から薬事・食品衛生審議会の食品衛生分科会食品規格部会の方で2回審議がされていたという状況です。その後本年の7月1日を超えたところで、先ほどの意見聴取が行われたという内容でございます。

その下に2として国内外の規格、先ほど申し上げましたが、コーデックスの規格ですとか、水道法の水質基準がございますということ。また3で、それぞれの項目を述べてございます。

まず➤印の1個目です。化学物質48項目については、今月の10日、本委員会の汚染物質専門調査会において審議がスタートしてございます。

その次の➤印、農薬93項目について御審議いただくことになるかと思えます。その内容は水道法で先ほど水質基準はございませんと申し上げましたが、水質基準ではないけれども、管理目標という形で農薬の目標値が定められてございます。それらのもののうち、71項目及びコーデックスがその規格として引用しているWHOのガイドラインから35項目、これは重なっている部分がございますので、全部で93項目になります。

そのリストが35ページ以降、まず化学物質がありまして、36ページの中ほどから1番チウラムから始まりまして、37ページがずっとあって、38ページの93番DDT及び代謝物まで、93項目について意見が求められてございます。これらについて相当量の資料が提出されているわけなんです、余りにも莫大なので、どういうものが提出されているのか、資料7にまとめてさせていただきました。

本資料の39ページです。縦に1番から先ほどの番号に沿ってチウラム、シマジン、D-Dというふうに並んでございまして、横にその資料の種類を入れて提出されているものに「○」印をつけているということです。「薬食審」というのは薬事・食品衛生審議会の資料が提出されているもの。JMPRはJoint Meeting on Pesticide Residues、これはFAO/WHOの合同食品規格委員会、コーデックスに科学的助言をする機関で専門家会合でございます。そちらのレポートが提出されているもの。

次にWHOのガイドライン、正式名称はガイドライン・フォー・ドリンキングウォーター・クオリティ、これを何回かに分けてやってございまして、その第2版、1996年のものですが、また第2版の追補を1998年、第3版2003年（ドラフト）がそれぞれ提出されてございます。それ以外に幾つか米国からの資料が付いてございます。「EPA」と書いたのは米国政府がフェデラルレジスターに公表したものの、「IRIS」とあるのは、インテグ

レーテッド・リスク・インフォメーション・システムのレポート。NTPは、アメリカのナショナル・トキシコロジー・プログラムのレポートでございます。

この中で薬食審のところで※印がついているのがございます。これは40ページの下の方に注釈で書いてございますが、何回か審議されておりますので、古いところで審議して、この提出資料には見直す必要がないですとだけ書いてあり、細かい記述がないものがございます。例を挙げますと、先ほど少し御説明しましたクロルピリホスです。16番、これにも※印がついてございます。これはわかりやすいので見ていただきますと、27ページに戻っていただきまして、これはクロルピリホスについて本年の春に審議したのですが、平成3年には定められておって、変更する必要がないですというだけの記述になってございます。この※印がついているものは、大体同じような型式のものです。

先ほども御説明いたしました、ほぼ同様の内容で国際的な評価にかかってございまして、参考資料の2-199ページ、この分厚い方です。199ページにクロルピリホスのJMPRの資料がついてございます。199ページから268ページになります。JMPRにおける詳細な毒性評価の結果が提出されてございます。

また、併せてここでいう、さらに次の項目のWHOのところにも○がついてございますが、これは参考資料の5-6、ページで言うと50ページです。もう一つの冊子にありまして、5-6、真ん中よりちょっと後ろの方の50ページからになってございます。頭のところを書いてございますが、これはJMPRの毒性評価を引用してございます。このような資料セットになってございます。これは一例として御紹介いたしましたが、それぞれの項目ごとにその組み合わせがまちまちであるという状況でございます。

以上です。

○鈴木座長 これは結構ややこしい話で、最終的にはこれらの特に農薬93種類について、もう一度ADIを見直す、あるいはつくれということを言われているわけですね。

○木下課長補佐 そのとおりだと思います。

○鈴木座長 まだよくわからないんですけども、今言われていた食薬審とか、JMPRあるいはWHOガイドライン、その他というところの話がこれは一応あるわけですね。

○木下課長補佐 この2つの冊子にすべてそれが綴ってございます。

○鈴木座長 これ全部ですよ。

○木下課長補佐 はい。

○鈴木座長 それらを参考にして、もう一度、例えばクロルピリホスであるとかEPNであるとか、そういうような形のところの資料をつくり直すか、あるいは何かして議論をし

た上でAD Iの設定、若しくはしなくてもよいというふうな話のところにその議論を持っていくと、こういうわけですね。それで、どうもぴんとこないんですが、この食薬審、JMP R、その他のところで、多少、議論をしている内容が食い違っているというか、いろんなものがいろんな形で、最終的には同じことになるのでしょうけれども、何かよく見えない複雑な形になっているんですが、同一の議論をしているわけじゃないですよ。

○木下課長補佐 審議している年度が違ったりですとか、内容が少し違う可能性はございます。残念ながら、まだ詳細には精査しておりません。

○鈴木座長 ということだそうでございます。どなたか委員から何かサジェスティブなことがいただければと思いますが、高木委員はJMP R等出かけていたのではなかったですか、何か。

○高木専門委員 JMP Rに何回か出かけておりますけれども、これを見て驚くのは数の多さなんですけれども、JMP Rでは大体毎年10品目から15品目を年に一度開かれる10日ぐらいの会議でAD Iを設定しておりますけれども、予定としては、この93品目をどれぐらいの期間内で設定しなければいけないのでしょうか。

○木下課長補佐 厚生労働省の方からは特に期日は、現時点では承知してございません。

○鈴木座長 そうすると自由に審議する時間はあると。ただ、作物残留と違って、これは清涼飲料水の話でございますね。その清涼飲料水というところが僕は素人なのでちょっとよくわからないんですけれども、見ると、ミネラルウォーターとか、その他の話がボトルド／パッケージドウォーターとか、さらに水道法の水質基準というような話になっておまして、この辺のところ、ちょっと具体的に解説いただいた方がいいのかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○木下課長補佐 わかりました。説明が足りなくてすみません。ミネラルウォーターなどの規格でございますが、厚生労働大臣からの諮問に添付いたしまして、周辺の関係事項について参考の資料が提出されてございます。薄い方の参考資料6をごらんください。

6に幾つかの規格が定められてございますが、6-3にコーデックス委員会の規格基準の定義が書いてございます。読み上げますと、ナチュラルミネラルウォーターの定義は6項目になっていまして、ミネラルや微量成分によって特徴づけられる。汚染から保護された源泉の地下から直接採水されたもの。自然の変動の範囲内で成分が一定で、湧出量や採水温度が安定しているもの。次に源泉の微生物的純粋性及び化学的本質成分を保って採水されたもの。次に源泉のすぐ近くで衛生的に包装されたもの。この規格で認められていること以外の処理をしないこと。これは国際的な基準ですが、それ以外がボトルド・パッケ

ージドウォーターというふうに指定されてございます。その本文はそれ以降のページに簡単な仮訳と本文の英文が付けてございます。

○鈴木座長 ということは、ナチュラルミネラルウォーターというのは、基本的に何も加えられない天然の水であるということですね。そういうことで中に、もちろんパッケージドウォーターの話も含まれてきますから、いろいろ添加物等々が入ってはいけない？

○武田専門委員 いいですか。

○鈴木座長 どうぞ。

○武田専門委員 本当に初歩的な話なんですけれども、私は農薬の基準を決めるというのはわかるんですよ。ADIを決める。ここで僕は一番最初には、親委員会とっていいかわかりませんが、ここで先生にADIを、我々が摂取できる範囲を決めるんですかと質問しますと、そうだとおっしゃいましたよね。すると、ミネラルウォーターの中の農薬とかの基準になりますと、それはADIの中の決めることになります。その基準を決めるということは厚生労働省の仕事だと思うんですけども。ここではそれは審議する必要はないんじゃないでしょうか。私は水もやっていたから、水の決め事も知っています。けれども、今の先生の一番最初の話をお聞きしたら、そういうふうに思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○宮寄評価調査官 委員御指摘のまさにそのとおりでございまして、きっかけがこういう形でナチュラルミネラルウォーターとか、ボトルド・パッケージドウォーターというふうに、諸外国でこういうふうな形で化学物質とか農薬についても基準を決めるという流れがある中で、日本でも水道法の改正とかこの間ありましたし、新しいWHOのガイドライン第3版が出てくるというようなことで、そもそも清涼飲料水の規格基準を見直さなきゃいけないだろうという話が出ています。その規格基準自体を決めるのは、まさに管理機関である厚生労働省なんですけども、その規格基準を決めるに当たって、今のテーマでしたら93項目の農薬ですけども、その健康影響評価、要するにADIをそもそも今あるのも含めて新しい知見で見直す必要があるのかとか、あるいは既存の資料で今までどおりでいいという形にするのかとか、あるいはADIを設定しなくてもいいというような評価になるのかというのをまさにこの専門調査会で御議論いただければと思います。この調査会の結果を受けて、清涼飲料水のどれにどういう基準をとというのが、それは厚生労働省の方で決められるというふうに承知しております。

○武田専門委員 わかりました。

○鈴木座長 大変わかりやすい説明だったと思います。そうすると、一応93品目について

は何らかの形で資料があるということになりまして、それがこの資料7だということになるわけですね。

○宮寄評価調査官　そうです。

○鈴木座長　そうすると、あとは見直しのところでどう作業するかという話になると思うんですけども、頭から一つずつやるというのもちょっといかがなものかなと思うんですけども、事務局として、今の話を見てみると、各資料で大分扱っているもの等々が多少違っているように見えますので、何かグルーピングをその辺でしていただいて、もうちょっとわかりやすい形で提出していただけないだろうか、そんなふうに思うのですが、いかがなものでしょうか。ほかに何か委員から意見があれば伺いたいと思いますが。

よろしゅうございますか。そうであれば、事務局の方にもう一度資料をわかりやすくつくり直してくれという形で差し戻ししたいと思うんですが。

○宮寄評価調査官　承知いたしました。

○武田専門委員　もう一個のミネラルウォーターというのは、清涼飲料水は、私、元厚生省でわかるんですが、うちの大学生なんか飲んでいる水はミネラルウォーターの分類でできるのかという気がするんですね。水と一緒になんですよ。一日何本買って飲んでいきますか。そうすると、このアロケーションが、僕はミネラルウォーターに入れるよりは私は水道に入れるべきだと思うんです。私の個人的意見です。普通のジュースとかなんかと全然違うんですね。ひどいになると2リットルのびんを一日何本も飲んでいきますよ。アロケーションの2リットルの中にミネラルウォーターを入れるべきじゃないかというふうに、僕の個人的意見です。

○鈴木座長　どういうことになりましょうかね。

○宮寄評価調査官　今の清涼飲料水の規格基準を水道基準値で決めるか、どういう摂取状態でどういう基準に決めるかというのは、まさに管理の問題になりますので、その前提になりますADIについて、この委員会の所掌としては、その前段階のADIをどういうふうに見ていくかというような形になろうかと思います。

○鈴木座長　わかりが悪くて申し訳ないんですけども、ミネラルウォーター、あるいは水道水ということで、ADIを決めるという話は一日許容摂取量ですね。そうすると、水なりミネラルウォーターなりをどれだけとるかという話のところからものを見なくちゃならなくなるわけなんですけれども、その辺はどういうふうになればよろしいんですか。

○村上評価課長　ADIというのは、結局、水から食品からありとあらゆる摂取経路からトータルで摂取する農薬の総量が一日摂取量を超えないという、ADIというのは、一日

摂取量、トータルでこれ以上摂取するとまずいという線ですよ。清涼飲料水ないしは水道水の基準というのは、総摂取量の中の水に対するアロケーションの中での話ですから、当然、それはAD Iの範囲内におさまらなくてはならないですけれども、水以外の食品からどれぐらいの寄与があって、水からの寄与がどれぐらいあって、トータルでAD Iを超えないということを当然スコープの中に入れながら基準は決めなくてはならないと思うんですが、そこを判断するのは管理側というか、今回の場合であれば、厚生労働省がAD Iの中でどの食品に対してどれぐらいの基準を割り振るかということをお考えになるということだと思います。

○鈴木座長 わかったようなわからないような部分があるんですけども、一応、個々の水に対してのアロケーション等々は厚生労働省側で決めてくれると。ここではトータルのAD Iを考えればよいということだというふうに理解したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。武田委員よろしいですか。

○武田専門委員 そのとおりです。

○鈴木座長 林先生。

○林専門委員 まだ十分に理解していないところもあると思うんですけども、これまでだと1つの農薬を単品として扱って、そのAD Iということやってきましたよね。ところが、今のこの場合には、一挙に93種類のものが量的な関係はわからないんですけども、少なくとも複数が同時に入っているというような可能性もあるわけですね。そういう場合の単品としてこれを全部見ていっていいのか、その辺の複合的な面まで考慮しないといけないのか、一つ同じケミカルでのグルーピングができたとして、そのグループ単位で見ていけばいいのか、その辺のところも少し考えておく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども。

○鈴木座長 今の意見について事務局の方から。

○村上評価課長 個別には専門家の先生方の御判断によると思うんですが、例えば非常に類縁の化合物で、それはトータルでAD Iを考えた方がいいというケースもあろうかと思えます。ただ、今までの残留農薬のAD Iの設定の原則といいますのは、単品ごとにAD Iを決めていって、幾つかのものが同時に摂取される可能性はあるだろうけれども、それぞれの農薬のAD Iを設定する際の安全係数の中で十分保護がされているというお考えで今まで対処されてきたのだろうというふうに事務局では考えています。ですから、物によっては、類縁の化合物あるいは同じような毒性を示すような有機リン系の農薬であれば、トータルで考えた方がいいというような御判断になる場合もあろうかと思えますが、それ

は個別に御判断していただければよろしいのではないかと思います。

○鈴木座長 どうぞ。

○江馬専門委員 よくわからないんですが、清涼飲料水とかミネラルウォーターは水道水と違いますよね。原則的に毒物というのは入っていただかんわけですよね。それで、なぜ農薬を論じるのかよくわからないんです。現実的に入る可能性はあるとは思いますが、原則的には入っていただかんものですよね。水道とは全然意味合いが違うので。

○武田専門委員 必ずしもそうじゃないんじゃないですか。地下水なんですから、地下水が汚染すれば入っていく可能性はあるわけです。

○江馬専門委員 汚染したところからミネラルウォーターをつくっていいのかという。

○武田専門委員 その検討は厚生労働省がやると。ミネラルウォーターも、今の学生の飲み方からすると水道水と変わらないですよということを言っているわけ。初めから厚生労働省の仕事であることは知っておって言っているわけですよ。

○鈴木座長 どうなんでしょう。その辺のところでは実態としてミネラルウォーターで問題になるようなコンタミネーションというものはあるのか。それはあったらちょっと問題ですよ。どんな具合なんでしょうか。

○村上評価課長 現時点で汚染の実態というもののデータを持っておりませんので、むしろ、厚生労働省さんが今回健康影響評価をしてくれということでお尋ねがあったのは、むしろ実態というよりも、ドリンキングウォーターとして、こういうような残留汚染物質の限度を決めるに当たって、個々の農薬の安全評価を再度してくださいということでお尋ねがあったというふうに理解しております。

○鈴木座長 津田先生どうぞ。

○津田専門委員 そうしますと、たまたまこれはミネラルウォーターということであって、その中に入っている物質についてADIを出してほしいというふうに解釈すればよろしいんですか。ミネラルウォーターという混合物について安全性を評価するという意味ではないんですね。例えばIARCでの発がん性評価ではすすやタバコ煙のような混合物の評価というのはたくさんありますがそういう意味ではないんですね。例えばsootですね、黒煙、sootと書いてありますけれども、中に入っているものは何であろうということは別としまして、それに発がん性があるないというような評価をするわけですが、この場合はミネラルウォーターについて、そういうことをするという意味ではないんですね。内容について、個々のADIを出して、発がん性を含めた無作用量を出すと、そういうふうに考えればいいわけですね。

○村上評価課長 おっしゃるとおりだと思います。それを厚生労働省さんは本委員会に求めておられるんだと理解しております。

○鈴木座長 どうぞ。

○石井専門委員 ADIの評価ということなんですけど、たまたま水道水できていますけれども、別にこれは水道だけの話ではないんですよ。ここに掲げている農薬というのは既に使われておりますし、当然、我等暴露しています。水道に限ってだけADIを議論するというのもおかしな話なので、今更このADIを、走っているものを蒸し返してやって何の意味がありましようかね。これを本当にやろうと思ったら何年もかかりますよ、こんな数。今走っているADIが現にあるわけですね。それを無視して、もう一回評価し直せという話になるのでしょうか。

○鈴木座長 どうぞ事務局の方から今の点について。

○宮寄評価調査官 今、まさに石井委員から御指摘がありましたように、今走っているものも当然この中にあるわけですがけれども、それは資料7の39ページ、40ページで改めて提出資料も含めて整理したときに、まさにかなり直近で評価して、かなり直近でADIも設定されていて、その後科学的な知見も何も出ていないという、まさにそのとおりのものから、ある程度前に評価していった、その後科学的知見が出ていないものもあれば、かなり古くて、データとして私も全部読み切っていないですけれども、もうちょっとデータを詰めた方がいいんじゃないかと、あるいは先生方のこれまでの御専門の中でもうちょっと見た方がいいんじゃないかと、多分そういうものも出てくるのではないかとということで、座長から先ほど宿題いただいたように事務局でもうちょっと整理して、ある程度グループ化したら、そういうふうに事務局の方で受け止めさせていただいたんですけれども。

○鈴木座長 石井委員、今のお話でよろしゅうございますか。

○石井専門委員 中身によってどうも重みが違うようだというので、鈴木座長から言われたように、ちょっと整理してもらってというのがいいところかなと思いますね。

○鈴木座長 そのほかに。吉田委員。

○吉田専門委員 そういたしますと、ここでもしADIが変更されることがありますと、ほかにも影響があるというようにもちろん考えてよろしいわけですね。

○宮寄評価調査官 御指摘のとおり、ADIが変わってきますと、それぞれ、水に限らず基準値と残留基準とか定めているものがあれば、影響してくるということは当然想定されると思います。

○鈴木座長 林委員。

○林専門委員 もう一つちょっと確認したいんですけども、確かにこれは一つずつでADIを求めていくというのは、それは理解できたんですけども、あと、清涼飲料ということで、恐らくコンタミがあったとしても、かなり低レベルの話だと思うんですね。そういうふうなものを通常農薬として使用するときの評価を同じとしてやっていいのか。そこはやはり清涼飲料水の特事情みたいな、低濃度ということも考慮して我々としては評価するのか、その辺のところはちょっとまだ曖昧なんですけれども。

○鈴木座長 いかがなものでしょうか。今は大変難しい問題かもしれません。何か事務局の方からサジェスションがあれば。

○村上評価課長 事務局からサジェスションというのは出過ぎたまねだと思いますけれども、リスク評価のステップとして、まず化学物質、ここで言えば農薬のADIというものをサイエンティフィックに決めて、その次の段階として、どの程度までそのものがどのような経路で摂取されるのかという判断になろうかと思えます。ですから、清涼飲料水経由だからADIが変わるということはないのではないかというふうに事務局は考えているんですが、もちろん、清涼飲料水に限らず水の汚染量というのは一般的に非常に低レベルだと思いますが、言ってみれば、摂取量自体も相当大きいので、水の摂取量自体は、ほかのものに比べて水という形でとっている量が相当ありますので、その摂取量掛ける安全な量というところでの評価というのは、むしろ管理側でどのような形でそれぞれの食品なり水をコントロールするかということにかかっているんじゃないか。むしろ管理側の話だというふうに我々は理解をしております。

○鈴木座長 すべて管理側の話になっちゃっているんですけども、本当に本当でしょうかねというところも実際にありまして、今、林委員が言われたのは、多分、非常に低濃度ではあるけれどもコンタミネーションがあった場合、それは通常のトータルで見るADIを決めるときの問題と同一に扱っていいのかどうかといったようなかなり本質にかかわる問題が含まれているような気がして、それは恐らく現状ではどなたも答えを持っていないんじゃないかということになると、事務局が言うように、ここはトータルでADIを見るしかないかなというふうに思っているんですけども、何かいいアイデアがありましたら、ここでちょっと議論してもいいなとは思いますが、どんなものでしょうか。

多分、僕の承知する限りでは、今、議論しても答えは出ないし、やるとすれば、やはりトータルでADIを考えておいて、あとは水に対するアロケーションを別のところで考えていただくしかないなというふうには思うんですけども、それでよろしゅうございますか。

○武田専門委員 今の話、そういう話になるわけですよ。あとは結局基準値を、例えば以前は厚生労働省水道課、昔は水道整備課がやっていたけれども、そこで基準値が決まりますと、あとは分析の問題ですから、今、水道の場合は0.何とかppb まで測れるようになっていきますから、それは僕の理解では考える必要がないのだろーと思えます。今、村上さんが言われたように、あくまでもトータルで許容できる量をここで決めればいいんじゃないでしょうか。あとは場合によっては厚生労働省であり、それから供給側であるならば、農作物ならば農水省が考えればいいという理解でいいんじゃないかと思うんですけども、違いますか。

○鈴木座長 今のところ議論が進んでいるのは、恐らくそういう理解だろう。とりあえず、そういう形で進むよりほかに方法がないようにも思うので、この委員会でトータルにAD Iを決めていく話になるかというふうには思います。

○武田専門委員 もう一つ村上さんが言われたのは、この中の安全評価をした時期が、最近のものもあるけれども、古いものもあるよ。古いもののAD Iは見直さなきゃいけない場合があるから、その必要があるならばここで見直して下さいと。例えば、一番新しいのが今年の3月か4月に出ていますけれども、それらについては、見直す必要がないのならば、そのまま採用すると。なかに評価された時期がすごく古い農薬もありますね。そういうものについては、AD Iの見直しは当然あってしかるべきだろうと。そのときにAD Iが変われば、当然、川下が全部変わってきますので、残留農薬の基準から水道の基準、水道原水が決まりますと、次に農業用水の基準までかかわってきますので、しかし、これは管理官庁の分野、ということで私は理解したんですが、違っていませんか。

○鈴木座長 出川委員。

○出川専門委員 AD Iを見直すというのは非常に大事なことだと思いますが、見直すに当たっては、それなりの資料、実験のデータなど、新たなものが当然のことながら必要になってくると思います。AD Iの見直しに際してどのように資料を用意するのか、それがないと見直しはできませんよね。その時点その時点で必要とされる実験データを見てAD Iは設定されているので、現時点で必要とされるデータがなければ、それ以上の見直しはできないと思いますが、どのように進める予定なのでしょうか。

○鈴木座長 どうぞ。

○木下課長補佐 ここでお示しいたしましたのは厚生労働省から提出されたもの、意見聴取に伴って提出されたもののみを挙げてございます。まずこれを見ていただきますが、もちろん、皆さん御専門の範囲で、これ以外にも重要な資料があるよとか、もしくは、こう

いう資料をサーベイしなさいと御審議の中で御指示がございましたら、各方面に当たって、関係省庁にも当たりまして、それなりのものはそろえたいというふうに考えております。

○鈴木座長 林先生。

○林専門委員 ちょっと今の追加で確認したいんですけども、もしここで評価するのに新たなデータが必要だというような場合に、追加試験みたいなことを要求したりすることはできるんですか。

○鈴木座長 どうぞ。

○木下課長補佐 それは可能だと存じますが、予算的背景ですとか、その辺は定かには申し上げられません。

○鈴木座長 出川委員。

○出川専門委員 今の続きなんですけれども、それはどこにどのように依頼するわけですか。

○木下課長補佐 まず最初にお願いするのは、御諮問をしてきた省庁に最初をお願いすることになるかと思えます。それは予算の制約もございしますので、どこまで対応できるかというのは今後の問題だと思います。

○鈴木座長 出川委員、今の話は、要するに資料が新しく必要となった場合に、関与しているメーカーその他にその資料は新しくつくれというようなことを言えるのかという意味だったんじゃないんですか。

○出川専門委員 それはそれぞれのケースで違うと思えます。メーカーに要求することもあるかと思えますし、場合によっては、公のところできちんとやる必要があるような場合もあるのかもしれません。ケース・バイ・ケースではないかと思えますが、基本的には、申請者に責任をもって、データを提出してもらおうということだとは思いますが。

○鈴木座長 それで事務局の方、今の解釈でよろしいわけですね。

大変ごちゃごちゃした話になってきておりまして、そのほかにも恐らくMCP、MCP Aなどは総量で一緒の形で扱わなきゃいけないとか、2,4-D なんかについても、そういうところがきつと出てくると思うので、それらについては、僕の理解するところでは、この会でいろいろ扱いを決めてよいというふうに考えているんですが、そういう理解でよろしいですね。

○木下課長補佐 それもADI設定の一部だというふうに理解いたします。

○鈴木座長 わかりました。そうしますと、この清涼飲料水に関しての問題はほぼ意見としては出尽くしたようなんですが、宿題を事務局に出して、その資料を見ながら、また今

後のところで議論をするということにしたいと思うんですが、御了解いただけますでしょうか。よろしゅうございますか？

じゃ、この件はそこまでということで、そうしますと、大体今日議論しなくちゃならないことはこういったようなところでというふうには思っているんですが、今後こういう資料が出てきたときに、いろんな形で各委員に割り振ってというような形の議論になるんだと思うんですが、その辺のところの担当等についてはどういたしましょうか。今日あらかじめというか、今日の時点で決めてしまった方がいいのかどうか。そのあたりについて、何か御意見があれば伺いたいと思うんですが、事務局はこの点について何か考えがございませうか。

○木下課長補佐 今後また御相談してまいりたいと思いますが。

○鈴木座長 今日とはとりあえず、材料もないことですし、資料の話しかないので、これまた先飛ばしにして申し訳ないんですが、今後決めたいと思います。その点で御了承いただきたいと思ひます。

それから、今日の議論と余り関係はないかもしれないんですが、各委員の呼び名についてどうしましょうかと。場所によっては、恐らく「何々先生」というような形で先生付けで呼んでいるところがあるかと思うんですけども、あくまで好みの問題でどうという根拠があるわけじゃないんですけども、僕自身はこそばゆくて仕方がないので、本当は「専門委員」というふうにちゃんとと言わないといけないんだと思うんですけども、親委員会といひましようか、そちらの方が「委員」、我々は「専門委員」ということになると、例えば、「出川専門委員」というような形でちょっと長ったらしくなってしまうので、短くして「委員」と呼ぶか、あるいはもっとくだけて「さん」というふうにするか、あるいは、そんなことは関係ないよというようなことで、「先生」も交えてお好きにお呼びくださいというふうにするか。ちょっと提案しておいて何なんですが、もしこうあるべきだというような意見がありましたら出していただきたいなと思うんですが、いかがなものでございませうか。

見受けたところ一番若いのは高木委員かな、何か意見があれば。どんなふうと呼ばれても構わないということですね。

○高木専門委員 はい。

○鈴木座長 特に先生と呼んでくれないとはらわたが煮えくりかえるという方はございませうか。それもないとは思ひますけれども、追々そういったことも含めて各委員の気性等もわかってくると思ひますので、とりあえずは、どのように呼ばれても怒らないでくださ

いということで、できる限り和気あいあいと議論が進めばよいのではないかというふうに思います。どうもくだらないことを申しましてすみませんでした。

一応、今日の問題はこれでということなんですけれども、ほか意見はございませんでしょうか、あるいは事務局の方から、これは議論しておくべきだというような話がございませつか。

○木下課長補佐 簡単に今後の予定について御紹介したいと思います。先ほど宿題をいただきましたものですから、鋭意整理グルーピングいたしまして御連絡申し上げます。また、それ以外に残留基準設定に係る食品健康影響評価がいずれ多数まいることが想定されるため、それについてはすぐに座長に御連絡差し上げて、次回以降セッティングしていきたいというふうに思います。

○鈴木座長 特に次がどうのというような話はないんですが、トータルでこの委員会の法的根拠といいますか、仕事は何をやらなきゃいけないというのが従来の安評と比べますと増えております。その意味で月に1回のペースでやっていくんですかね、どんなものなんですか、およその見通しがあれば。

○宮寄評価調査官 緊急でとかそういうのは抜きにいたしまして、多分、業務上的には月に1回ぐらいの開催をお願いしなければいけないのかというふうに、今日の状況だともう少し多くなる可能性もございませつか、そういうような形で早め早めに日程調整をさせていただいて御連絡差し上げられるようにできればというふうに考えております。

○鈴木座長 多くても月に2回程度までということですね、わかりませつか。そのほかに何か委員から。

○石井専門委員 いずれにしても、いろんなデータの評価をするということであれば、どなたが提出されるのかわからないにしても、提出されるデータに対して一つのガイドラインというものが必要だろうと思うんです。そうしますと、委員各位の自由な発想で資料を要求するのもいいんでしょうけれども、それではいつまでも議論が終わらないようなことがあってもいけませんので、一応何かガイドラインのようなものが必要なのではないかというふうに思うんですけれども。例えば、OECDのテストガイドラインがよく採用されておりますけれども、そういう一つの試験の方法というもの、評価のための試験の方法、この委員会独自であってはならんと思うんですけれども、そういうもので一応取り決めしておかないといけないのではないかと思うんですけれども。

○鈴木座長 僕は日本の国内でこういうことをやるわけですから、当然、残留等々に関しては既にガイドラインがとりあえずはあるものというふうに認識しているんですけれども、

石井委員の言われるのは、清涼飲料水のことに限って……。

○石井専門委員 いや、一般論としまして、ガイドラインはあるんですね。現にそれで農薬の登録等はやられております。当委員会もそれを踏襲するのかどうかという、はっきり言えばそういうことです。

○鈴木座長 これは私の一存でどうというわけにもいかないのですが、特に今のお話について、御意見のある委員の方はございますか。

なさそうなので、そうすると、事務局の側からこれはどういうふうにするかという点についてお答えいただいた方がいような気がするんですが。

○木下課長補佐 座長御指摘のとおり、農薬取締法に基づくガイドラインは今ございます。今回用意してなくて申し訳ないんですが、それは基になるかと思うんですが、まずは皆様で御審議いただいて、皆さんで御決定いただくことになるかと思えます。

○鈴木座長 審議せよということは、ガイドラインはとりあえずあるので……。

○木下課長補佐 必要があれば見直すことも可能ではないかと思えます。

○鈴木座長 見直しも含めて、とりあえず、このガイドラインに従ってやるけれども、その時々で個別に判断してよい議論と、あるいは全体に対しての提案があれば、そういうこともという意味にとってよろしゅうございますか。

○木下課長補佐 そのとおりだと思います。

○武田専門委員 とりあえずはしておかないと、農薬のメーカーに要望を出すのに大変です。一応、今回のものは厚生労働省から出ているから済むんでしょうけど、一日二日で準備できるものじゃありません。今日決めなくてもある程度のもは必要と思えます。僕の考えでは、今まで安評委でやっていたものがあるなら、それでも構わないですけども、今、インターナショナルなものが出ていますね。それは徐々にOECDとの整合性を持たせることも必要なんでしょうけれども、そういう方向でいくのも一つの手だろうと考えます。

○鈴木座長 そちらから。

○村上評価課長 ガイドラインについては、既に農林水産省さんが農薬申請の際にどのような資料が必要かというようなこともお決めになっておられて、今回ごらんいただいているのは、清涼飲料水の議論の対象となっている農薬はみんな過去の農薬ですけども、今後新規の農薬の申請が上がってきて、こちらで御議論されることが、まだ具体的にはないですけども絶対ありますから、その際は農林水産省のガイドラインに従った資料が編集されて出てくることになると思えます。ですから、基本的にはそれをベースに評価してい

ただ、今のことになると思うんですが、ただ、現在のガイドラインがそのままいいのか、今後改めて付け加えるものがあるのか、あるいは改訂すべきことがあるのかというのは、今後の問題として、この食品安全委員会としてどういうガイドラインを持つかという形で別途まだ御議論をしていただくことになるのではないかとこのように思います。

○鈴木座長 ただいまの解説でよろしゅうございますか。とりあえず基準はある。ただし、いろいろ問題が出てくれば別途検討してというようなことを考えてよろしいということのようでございます。石井委員今のよろしいですか。

○石井専門委員 はい。

○鈴木座長 それではとりあえず、これで今日予定している議事は終わったかと思えます。もし御意見がなければ、これで会議を閉じたいと思えます。議長がどうも不手際でもたまして申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

(了)